

呉市立学校における働き方改革取組方針

(令和8年度～令和11年度)

令和8年2月

呉市教育委員会

はじめに

呉市教育委員会においては、平成30年11月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、以降これを改定しながら、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、教職員一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって働くことができる環境づくりを目指して、教職員の負担軽減や業務改善を図る取組を実施してまいりました。

その結果、働き方改革に係る教職員の意識の醸成や子供と向き合う時間の確保など、一定の成果が見られたものの、取組はいまだ道半ばであると感じています。

そうした中、令和7年6月、国は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正しました。この度の法改正は、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるものです。

このことを受け、本市においても、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」を本方針に位置付けて改定するとともに、今後は、本方針に則り、これまで以上に教育委員会や学校、地域、保護者、さらには市長部局など関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協力しながらより一層取組を進めてまいります。そして、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、教育の質の向上を図ることで、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指してまいります。

呉市教育委員会教育長 寺本 有伸

< 目 次 >

| | |
|---------------------------------|-------|
| 1 趣旨・目指す姿 | p. 1 |
| 2 呉市立学校における働き方改革の現状 | p. 2 |
| (1) 本方針の成果と課題 | |
| (2) 令和5年度から令和7年度までの目標・成果指標の達成状況 | |
| (3) 現状 | |
| 3 目標・期間 | p. 7 |
| (1) 目標 | |
| (2) 期間 | |
| 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | p. 8 |
| (1) 教職員の勤務状況等の把握 | |
| (2) 教職員が担う業務の見直しや適正化 | |
| ① 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直し | |
| ② 教職員が担う業務の適正化 | |
| (3) 教職員の健康及び福祉の確保 | |
| 5 関連する取組や今後のフォローアップ | p. 13 |

【参考資料】学校と教師の業務の3分類（文部科学省）

1 趣旨・目指す姿

(1) 趣旨

本市では、これまで、平成30年11月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、令和2年5月、さらには令和5年4月にこれを改定し、「児童生徒と向き合う時間^{※1}の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

その結果、働き方改革に係る教職員^{※2}の意識の醸成が図られ、「児童生徒と向き合う時間の確保」については目標を達成している。しかし、「長時間勤務の縮減」については、一定の改善が図られてきたものの、未だ目標達成には至っていない。

一方で、国においては、令和7年6月、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正された。

また、法改正に伴い、文部科学省は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を、令和7年9月に改定した。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善の一層の推進を図り、本市が「目指す姿」の実現に向けて、本方針に、より具体的かつ計画的な取組を盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」を位置付けるものである。

(2) 目指す姿

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮する教職員

※1 「児童生徒と向き合う時間」

授業、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成、部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

※2 「教職員」

給特法第2条第2項に規定する義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員）に加え、事務職員や学校栄養職員等、学校に勤務する全ての者をいう

2 呉市立学校における働き方改革の現状

(1) 本方針の成果と課題

本方針（令和5年度～令和7年度）期間中の取組について、取組の柱（4つの視点）毎に成果と課題を整理した。

| 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備 | |
|----------------------------|---|
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員定数に加え、市費支弁職員を配置することにより、学校の円滑な運営を支援 ・スクール・サポート・スタッフの配置促進による教員^{※3}の業務の負担軽減 ・統合型校務支援システムや保護者連絡システム、A I型デジタルドリル教材の導入等による業務時間の削減 ・学習支援アプリの活用による教材・資料等の共有 ・グーグルフォームを活用した調査・照会等による負担軽減 ・コミュニティ・スクールの全市導入による保護者・地域等との連携 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・I C T機器の整備やアプリの導入などによるさらなる校務D X化の推進 ・コミュニティ・スクールのさらなる活用 |
| 部活動指導に係る教員の負担軽減 | |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部人材を活用した学校部活動の推進 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定の教員に部活動の指導業務が偏っている状況の改善 ・個々の教員の専門性等に配慮した部活動の指導体制の構築 ・国が示す部活動の改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において、休日の地域展開の実現を目指すための体制構築 |
| 学校における組織マネジメントの確立 | |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・「在校等時間管理システム」の活用による勤務時間管理の徹底 ・業務分担の見直しや進捗管理に係る管理職のマネジメント意識の向上 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・「在校等時間管理システム」によって把握した教職員の勤務状況に基づく取組のさらなる推進 ・管理職のマネジメント能力のさらなる向上 |
| 教職員の働き方に対する意識の醸成 | |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る意識の醸成 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革の趣旨を踏まえた、教職員自らの行動変容を促す働きかけや環境整備 |

※3 「教員」

給特法第2条第2項に規定する義務教育諸学校等の教育職員

(2) 令和5年度から令和7年度までの目標・成果指標の達成状況

《目標・成果指標》

① 児童生徒と向き合う時間の確保

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く。）の割合を、80%以上とする。

② 長時間勤務の縮減

時間外在校等時間（在校等時間^{※4}から正規の勤務時間を除いた時間）を、原則年360時間以内及び月45時間以内とする。^{※5}

《達成状況》

① 児童生徒と向き合う時間の確保

令和7年度 88.4%（目標値である80%を5年連続で達成）

② 長時間勤務の縮減（前回改定前の令和4年度との比較）

| 教員全体の状況 | 令和7年度 | 令和4年度 |
|---------------------|----------|----------|
| 一月当たりの時間外在校等時間（年平均） | 32時間49分 | 36時間11分 |
| 年間の時間外在校等時間の平均 | 402時間46分 | 434時間20分 |
| 月45時間超教員の割合 | 28.9% | 32.7% |

※ 令和7年度は推計値（4月から10月までは実績値，11月から3月までは令和6年度実績により算出）

※4 「在校等時間」

次のア及びイに掲げる時間からウ及びエに掲げる時間を除いた時間

ア 校内に在籍している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（教育職員の自己申告に基づく）

エ 休憩時間（休憩時間を確保した上で、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば、その時間を含む。）

※5 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

ア 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

(3) 現状

① 児童生徒と向き合う時間の確保

「児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合」

※ 各数値は「学校の業務改善に係るアンケート集計結果（呉市教育委員会）」による

| | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 4→R 7 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 呉市立学校全体 | 84.5% | 83.4% | 87.6% | 88.4% | +3.9 |
| 小学校 | 86.7% | 86.7% | 90.8% | 90.9% | +4.2 |
| 中学校 義務教育学校 | 81.8% | 82.0% | 84.0% | 85.0% | +3.2 |
| 高等学校 | 78.9% | 83.3% | 76.5% | 85.3% | +6.4 |

- 令和4年度以降、目標値である80%を達成することができた（令和3年度は83.4%であったため、5年連続で達成）。
- いずれの校種においても、令和4年度と比べ上昇している。

② 長時間勤務の縮減

「教員(管理職を除く。)の時間外在校等時間の状況」

※ 各数値は在校等時間管理システムの集計値による

※ 年360時間超の教員数は実人数、月45・80時間超の教員数は年間延べ人数

※ 年360時間超の教員数の割合は、1月以上在職している教員数（休職者を除く）を分母とする

※ 月45・80時間超の教員数の割合は、各月1日時点に在職している教員数（休職者を除く）を分母とする

※ 令和7年度は推計値（4月から10月までは実績値、11月から3月までは令和6年度実績により算出）

※ 令和7年度の年360時間超の教員数は、個人の推計値を算出することが困難であるため、未記載

ア 呉市立学校全体

| | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 4→R 7 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 年360時間超の 教員数 | 610人 (66.5%) | 558人 (61.9%) | 537人 (59.1%) | 一人 (—%) | 一人 (—%) |
| 月45時間超の 教員数 | 4,259人 (32.7%) | 4,338人 (33.4%) | 3,963人 (30.7%) | 3,716人 (28.9%) | ▲543人 (▲3.8%) |
| 月80時間超の 教員数 | 443人 (3.4%) | 491人 (3.8%) | 461人 (3.6%) | 504人 (3.9%) | +61人 (+0.5%) |
| 時間外在校等時間 (年間・月の平均) | 434時間20分 (36時間11分) | 416時間47分 (34時間43分) | 402時間56分 (33時間34分) | 402時間46分 (32時間49分) | ▲31時間34分 (▲3時間22分) |

- 時間外在校等時間が年360時間を超える教員数は、年々減少しているものの、依然として5割を超えている。
- 令和4年度と比べ、教員の時間外在校等時間の平均（年間・月）については、減少が図られているものの、月80時間超の教員の割合は、ほぼ横ばいである。

イ 項目ごとの校種別内訳

【時間外在校等時間が年間360時間を超えた教員数】

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R4→R7 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 呉市立学校全体 | 610人 (66.5%) | 558人 (61.9%) | 537人 (59.1%) | 一人 (—%) | 一人 (—%) |
| 小学校 | 336人 (64.2%) | 294人 (57.6%) | 284人 (54.9%) | 一人 (—%) | 一人 (—%) |
| 中学校 義務教育学校 | 246人 (68.5%) | 233人 (66.2%) | 226人 (63.7%) | 一人 (—%) | 一人 (—%) |
| 高等学校 | 28人 (75.7%) | 31人 (81.6%) | 27人 (75.0%) | 一人 (—%) | 一人 (—%) |

【時間外在校等時間が月45時間を超えた教員数】

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R4→R7 |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 呉市立学校全体 | 4,259人 (32.7%) | 4,338人 (33.4%) | 3,963人 (30.7%) | 3,716人 (28.9%) | ▲543人 (▲3.8%) |
| 小学校 | 2,105人 (28.3%) | 1,946人 (25.9%) | 1,800人 (23.8%) | 1,631人 (21.7%) | ▲474人 (▲6.6%) |
| 中学校 義務教育学校 | 1,936人 (37.9%) | 2,162人 (43.2%) | 1,936人 (39.7%) | 1,865人 (38.4%) | ▲71人 (+0.5%) |
| 高等学校 | 218人 (45.2%) | 230人 (47.4%) | 227人 (47.9%) | 220人 (46.4%) | +2人 (+1.2%) |

【時間外在校等時間が月80時間を超えた教員数】

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R4→R7 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 呉市立学校全体 | 443人 (3.4%) | 491人 (3.8%) | 461人 (3.6%) | 504人 (3.9%) | +61人 (+0.5%) |
| 小学校 | 115人 (1.5%) | 74人 (1.0%) | 107人 (1.4%) | 98人 (1.3%) | ▲17人 (▲0.2%) |
| 中学校 義務教育学校 | 248人 (4.9%) | 344人 (6.9%) | 306人 (6.1%) | 353人 (7.0%) | +105人 (+2.1%) |
| 高等学校 | 80人 (16.6%) | 73人 (15.1%) | 48人 (10.1%) | 53人 (11.2%) | ▲27人 (▲5.4%) |

【月当たりの平均時間外在校等時間】

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R4→R7 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 呉市立学校全体 | 36時間11分 | 34時間43分 | 33時間34分 | 32時間49分 | ▲3時間22分 |
| 小学校 | 33時間12分 | 31時間45分 | 30時間44分 | 29時間20分 | ▲3時間52分 |
| 中学校 義務教育学校 | 38時間29分 | 37時間32分 | 36時間38分 | 38時間29分 | 0時間0分 |
| 高等学校 | 56時間8分 | 48時間40分 | 44時間11分 | 45時間18分 | ▲10時間50分 |

ウ 目標未達成の主な要因

長時間勤務の縮減に至っていない要因について、業務量や業務内容等の視点において、令和6年度及び令和7年度の状況[※]の分析を行った。

※ 令和6年度：時間外在校等時間・学校の業務改善に係るアンケート

※ 令和7年度：4月から7月までの間に「月80時間を超えて勤務した教員」の状況・学校の業務改善に係るアンケート

- 教員の専門性を必要としない業務に時間を要している状況がある。
- 通常の業務に加え、学校行事や時間割作成、成績処理、進路指導などに時間を要している状況がある。
- 生徒指導や保護者対応など、個別対応が必要な事案が増加している。
- 部活動指導に係り、合同部活動や講師派遣等により専門性を有する指導に関する負担軽減は図られつつある反面、時間の縮減に関する負担軽減には至っていない状況がある。
- 学級担任や校務分掌において、経験が十分でないため時間を要している状況がある。
- 勤務時間を意識した働き方は浸透しているものの、特定の教員に業務が集中するなど、組織的な取組が十分とはいえない状況がある。
- 管理職による教員の勤務時間の管理の仕方を、さらに適正化する必要がある。
- 教員の業務の効率化に向け、ICT環境の整備や効果的な活用をさらに進める必要がある。

3 目標・期間

(1) 目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立を目指し、次のとおり目標を設定する。

なお、目標達成に向けて、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教員をなくすよう、早急に取り組む。

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする 【71.1%】
- ・1年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする
【R6:40.9%】

② 「働きやすさ」に関する目標

- ・「心理的安全性が確保されている」と感じている教職員（管理職を除く。）の割合を100%にする 【 - 】

③ 「働きがい」に関する目標

- ・「日々の業務の中で充実感を得られている」と感じている教職員（管理職を除く。）の割合を100%にする 【86.7%】

(2) 期間

令和8年度～令和11年度

※ 国として、令和11年度までに教員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標に掲げていることから、本方針の取組期間についても令和11年度までとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

目標達成に向けて、次の3つの視点で取組を推進する。

- (1) 教職員の勤務状況等の把握
- (2) 教職員が担う業務の見直しや適正化
- (3) 教職員の健康及び福祉の確保

推進に当たっては、呉市立学校全校の総業務量を意識しながら、全体的な業務量の削減に特に注力するとともに、学校又は教職員個々の時間外在校等時間などの状況を踏まえ取り組むこととする。

また、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、保護者や地域に対して、本方針の内容について周知し、保護者・地域の理解の促進をとおして協力を得られるよう取り組む。

(1) 教職員の勤務状況等の把握

《学校》

- ・ 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、在校等時間管理システムを活用して教職員の在校等時間を遅滞なく把握するなど、適正な勤務時間管理を推進する。
- ・ 各学校で、開錠時刻の目安を示すとともに児童生徒の適切な登校時刻を設定し、徹底を図る。また、施錠時刻についても目安を示し、教職員のタイムマネジメントに対する意識の向上を図る。

《教育委員会事務局》

- ・ 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組が着実に進むよう、管理職と連携し、教職員の勤務実態や業務状況等を適切に把握し、各学校の実態に応じた取組を推進することができるよう積極的に支援する。

(2) 教職員が担う業務の見直しや適正化

① 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇ 学校徴収金の徴収・管理

《学校》

- ・ 保護者が直接代金を支払う方法について、事業者と連携する。

《教育委員会事務局》

- ・ 学校徴収金業務の負担軽減に向けて調査・研究を行い、公会計化等に向けた検討を行う。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

《学校》

- ・ 速やかに教育委員会に報告するとともに、学校が知り得る情報について、教育委員会と情報共有を行う。
- ・ 状況に応じて、警察へ通報する。

《教育委員会事務局》

- ・ 教育委員会が必要と判断した場合、教育委員会顧問弁護士のアドバイスのもと、教育委員会が保護者と面談するなどの対応を行う。
- ・ 状況に応じて、警察等との連携を図る。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 学校のウェブサイトの作成・管理

《学校》

- ・ 学校の誰もが学校のウェブサイトの作成・管理ができるよう、研修等を通じて技能の向上を図る。

《教育委員会事務局》

- ・ 学校にICT支援員や呉工業高等専門学校の学生を派遣するなどして、学校を支援する。

◇ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

《教育委員会事務局》

- ・ 各学校の保守・管理に関する実態把握を行い、関係資料（マニュアル）の整理や更新を行うことにより、学校の誰もがICT機器等の保守・管理に参画できる体制を整える。また、ICT支援員の派遣やヘルプデスク（民間事業者）の運用により、保守・管理を支援する。

◇ 学校プールの施設・設備の管理

《教育委員会事務局》

- ・ 学校プールの集約化^{*6}・市営プールの共用化^{*7}・民間プールの活用を計画的に行いながら、施設・設備の管理に係る学校の負担軽減にもつなげる。

※6 「集約化」
施設維持可能な学校プールを近隣の学校と一緒にしよること

※7 「共用化」
市民が使用している市営プールの一部又は全部を水泳指導のために使用すること

◇ 部活動

《学校》

- ・ 呉市教育委員会が策定した方針を踏まえて策定した各学校の活動方針に基づき、部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

《教育委員会事務局》

- ・ 合同部活動の開催や広島文化学園大学学生の派遣，海上自衛隊呉音楽隊や呉市音楽家協会による吹奏楽教室など，外部人材を活用した学校部活動を展開する。
- ・ 国が示した部活動の改革実行期間内に，原則，全ての学校部活動において，休日の地域展開の実現を目指すための体制構築に向けた取組を推進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◇ 授業準備

《学校》

- ・ 児童生徒の実態把握や学習データの共有化，教材・学習指導案等の共有化など，ICTの効果的な活用を推進する。
- ・ 教材等の印刷や教具等の準備その他の補助的な業務について，教員とスクール・サポート・スタッフの協働により，円滑に業務をすすめる。

《教育委員会事務局》

- ・ ICTを活用した全市的な教材・学習指導案等の共有化を推進する。
- ・ 広島県教育委員会との連携等により，スクール・サポート・スタッフの配置を促進する。

◇ 学習評価や成績処理

《学校》

- ・ AI型デジタルドリル教材や自動採点システム，統合型校務支援システムなど，ICTの効果的な活用を推進する。

《教育委員会事務局》

- ・ 学校におけるICTの効果的な活用の推進に向けて，関係資料(マニュアル)の整備や更新を行うとともに，教職員研修の充実を図る。

◇ 学校行事の準備・運営

《学校》

- ・ コミュニティ・スクール等を活用し，保護者・地域住民等の参画を促進する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

《学校》

- ・ 児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し，教育委員会や関係機関等との情報共有や役割分担を行うなど，組織的な支援体制の構築を図る。

《教育委員会事務局》

- ・ 学校が定期的開催する支援会議等に教育委員会や関係機関等が参画し、児童生徒の安全安心な居場所づくりや個に応じた支援の充実に向けて、協働的な取組を推進する。
- ・ 児童生徒や保護者の意向に沿った対応や個に応じた適切な支援ができるよう、指導主事等やスクールカウンセラー、特別支援教育相談員が伴走型支援を行う。
- ・ 日常的な学校との連携により児童生徒の実態を的確に把握し、市費支弁職員を適切に配置又は派遣することにより、支援体制の充実を図る。

※ 市費支弁職員：教育推進加配講師，校内SSR支援員，特別支援学級指導員，学校教育指導補助員，生徒指導員，医療的ケア看護職員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，特別支援教育相談員，呉市人権教育相談員，ボランティアスタッフ（いばしょサポーター，帰国・外国人児童生徒等支援サポーター 等）

② 教職員が担う業務の適正化

◇ 授業時数の標準化・教育課程の見直し

《学校》

- ・ 教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、自校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえ真に必要な時数とするとともに、一年間を通して、年度当初等の時期的負担を考慮したり教育活動の内容や授業時数を見直したりするなど、柔軟な設定を行う。

《教育委員会事務局》

- ・ 各校の教育課程を毎年度点検するとともに、授業の実施状況を定期的に調査し、必要に応じて、指導・助言を行うことで、各校における教育課程の適正かつ円滑な実施を図る。

◇ 業務の平準化・効率化

《学校》

- ・ 教職員の在校等時間の状況等を踏まえ、特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行う。

《教育委員会事務局》

- ・ 日常的な管理職との連携や学校訪問等により、校務分掌が円滑に遂行されているかについて学校と情報共有し、学校への指導・助言を行う。
- ・ AIを含むICTの効果的な活用を推進する。また、効果的な取組事例等について、国や県、他の自治体から情報収集し、ICT機器の整備やアプリの導入などによるさらなる校務DX化の推進を図る。

◇ 学校行事の見直しや精選，統合

《学校》

- ・ 各行事の教育的価値を踏まえ，児童生徒や保護者，学校運営協議会委員等の意見も取り入れながら，学校行事の見直しや精選，統合を図る。

◇ 職務経験が少ない教職員が支援を受けやすい体制の整備

《教育委員会事務局》

- ・ 初任者への学校訪問や管理職への聞き取りなどから実態を把握し，個別の支援・指導を行う。また，呉市主催研修等を通して，教職員が他校の教職員と情報交換したり学び合ったりする場を提供する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保

◇ 在校等時間が一定時間を超えた教職員に対する医師による面接指導の実施

《学校・教育委員会事務局》

- ・ 管理職は，1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し面談を実施するとともに，業務の状況や健康状態について学校と教育委員会が連携し，保健管理医による面接指導を受けさせることを検討するなど，教職員の健康管理に努める。

◇ ストレスチェックの実施

《学校・教育委員会事務局》

- ・ ストレスチェックの実施率100%を目指すとともに教職員のセルフケアなどの取組を促し，職場環境改善を促進する。

◇ 心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進

《教育委員会事務局》

- ・ メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について積極的に周知し，利用促進を図る。

◇ 定時退校日の徹底

《学校》

- ・ 定時退校日を部活動休養日と合わせて週1回以上設定するとともに，保護者・地域等へも周知する。

◇ 年次有給休暇の取得促進

《学校》

- ・ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め，教職員の積極的な取得を促すとともに，長期休業期間中等において年次有給休暇の計画的な取得を働きかける。

5 関連する取組や今後のフォローアップ

- 教職員定数の改善について、引き続き、国や県に要望していく。
- 児童生徒等を支援する人材の確保に向けて、関係部局・関係機関との連携をすすめる。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本方針の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、呉市立学校に導入している在校等時間管理システムで把握し、その他の目標については、学校の業務改善に係るアンケートの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本方針の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に聞き取り・指導等を実施する。特に、管理職を含め、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該校の管理職に対する個別の支援・指導を実施する。